

会 員 各 位

青 色 情 報

青報 2601
事 務 局
☎351-4159

◇税のカレンダー（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）

月	日	内 容
4	2 2	●平成 25 年度分 所得税及び復興特別所得税振替納付日
	2 4	●平成 25 年度分 消費税・地方消費税振替納付日
6	2	●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付期限
6	3 0	●個人都道府県民税及び市町村民税の納付期限 * 納期限・・・6 月、8 月、10 月及び 1 月(均等割のみを課する場合にあっては 6 月中)において市町村の条例で定める日。
7	1 0	●源泉所得税の納付期限(納期特例適用者) * 1 月から 6 月までの徴収分 ●労働保険の申告納付、分割納付の場合には 10 月(第 2 期分)、1 月(第 3 期分)になります。
	3 1	●所得税第 1 期分予定納税期限 * 前年の所得税が 15 万円を超えた場合、本年の所得税をあらかじめ 3 期に分けて納める制度。
9	1	●消費税・地方消費税半期分納付期限 * 前年の消費税・地方消費税が 60 万円を超え 500 万円以下の事業者 ●個人事業税の納付(第 1 期分) * 納期限・・・8 月中において各都道府県の条例で定める日
1 2	1	●所得税第 2 期分予定納税期限 ●個人事業税の納付(第 2 期分) * 納期限・・・11 月中において各都道府県の条例で定める日
1	2 0	●源泉所得税納付期限(年 2 回納付の特例適用者) * 前年 7 月から 12 月までの徴収分を納付、但し、納期特例適用者でない者は、1 月 10 日までに納付。
2	3	●支払調書の提出期限 ●源泉徴収表交付期限(年末調整期限) * 交付先・・・受給者及び税務署長 ●給与支払報告書の提出期限 * 提出先・・・給与の支払を受けている者の住所所在地の各市町村長 ●固定資産税の償却資産に関する申告期限
2	1 6	●所得税及び復興特別所得税確定申告受付開始
3	1 7	●所得税及び復興特別所得税確定申告、贈与税、市町村民税、申告期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(青色申告の承認申請、専従者給与届出)
	3 1	●個人事業者の消費税・地方消費税確定申告期限

※裏面もご覧下さい。

◇確定申告の内容が間違っていた場合について

【税額を多く申告していたとき】

納付すべき税額が過大であるとき、純損失等の金額が過少である時、還付される金額が過少であるときなどは、更正の請求をすることができます。更正の請求をする場合は、「更正の請求書」に、必要事項を記入して税務署に提出して下さい。更正の請求ができる期間は、原則として、法定申告期限から5年以内です。（平成23年度税制改正により1年から5年に延長されました。）

【税額を少なく申告していたとき】

税額を少なく申告していたことに気付いたときは、修正申告をして正しい税額に修正して下さい。修正申告をする場合は、「申告書B第一表」と「第五表(修正申告書・別表)」の用紙に、必要事項を記入して税務署に提出して下さい。修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

年会費納入のご案内

◆口座振替をご利用の方

・4月10日(木)に貴指定口座より年会費の振替をいたします。なお、何らかの都合により振替が出来なかった場合は、5月12日(月)に再度振替をいたします。

◆集金の場合

・支部役員の方々による年会費の集金は、5月から6月にかけて行なわれます。担当の支部役員がご自宅へお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

◆郵便振込をご利用の方

・郵便局の振込用紙を送付いたします。届きしだい速やかにお振込み下さいますようお願いいたします。

≪お願い≫ 会費集金にかかる支部役員の負担をできるだけ軽くする為、口座振替のご利用をお薦めしています。ご希望の方は、事務局までご連絡下さい。